

# 年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけないな…

その調整必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を見てみましょう

社会保険の加入の条件(これらをすべて満たす)

<p>✓ 週の勤務が<b>20時間以上</b></p> <p>※残業時間は原則、含みません。</p>	<p>✓ 給与が月額<b>88,000円以上</b></p> <p>含まれないもの ・残業代 ・賞与 ・通勤手当</p> <p>※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。</p>
<p>✓ <b>2カ月を超えて働く予定がある。</b></p> <p>→</p>	<p>✓ <b>学生ではない。</b></p> <p>※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります</p>



残業時間や残業代は含まれないんだね！

1分で分かる解説動画はこちら



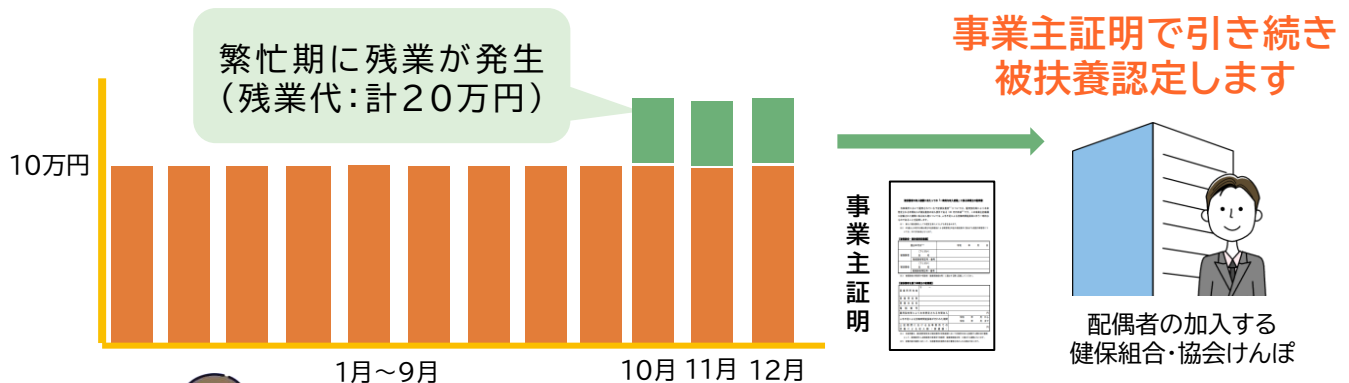
その2

私の場合、年収**130万円**(※)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけないな…

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です。

例:毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



収入が増えたけど一時的なので事業主に証明してもらおう！

社会保険に入るとどんなメリットがあるの？ ➡

## 社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで  
保障がさらに充実



長期加入すると保障が  
さらに充実



	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）
20年間加入	月額8,100円	月額8,800円（年額106,700円）×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円（年額53,300円）×終身
1年間加入	月額8,100円	月額400円（年額5,300円）×終身

※月収88,000円の場合。年金額（目安）の年額は100円未満は切り捨て

## 社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気・けがや出産で会社  
を休んでもより安心



### 傷病手当金

業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、（医師の意見書が必要）

4日目から、最大1年6ヶ月、**給料の2/3の金額が受け取れます。**

病気またはけがが発生



支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり **2,180円（非課税）** 30日休んだ場合は**58,860円**



### 出産手当金

出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

**給料の2/3の金額が受け取れます。**

出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり **2,180円（非課税）** 98日休んだ場合は**213,640円**



## 社会保険加入による変化を計算してみましょう

手取りかんたん  
シミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/koujirei/jugyouin/#simulation01>

公的年金  
シミュレーター

<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が  
配偶者手当等の減少を大きく上回り、**世帯の生涯可処分所得が増加**するという試算もあります。



年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

**0120-030-045**

受付時間 平日 8:30~18:15  
（土・祝日・年末年始（12/29~1/3）除く）

厚生労働省  
年収の壁

